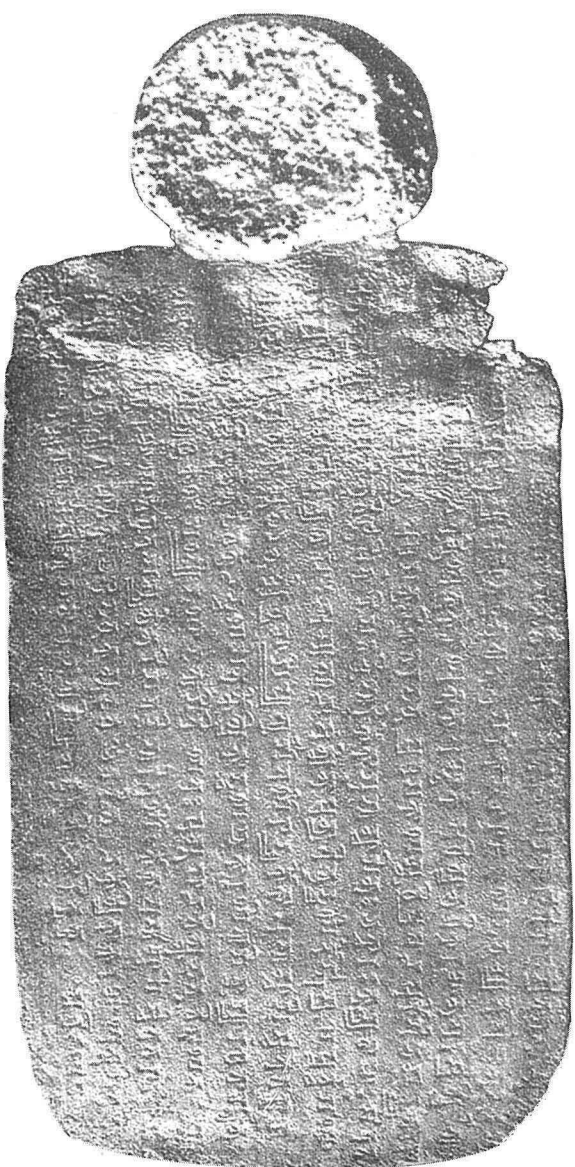




図版 グプタ時代銅板文書

(Epigraphia Indica Vol. XV 所載 Damodarpur 村発見文書)

縮尺七分之六

グプタ朝（西紀四—八世紀）印度社会の一考察（上）

佐藤 圭 四 郎

【梗概】印度社会の特質とされる村落共同体の史的な究明は、史料の關係で殆んど行はれてゐないが、前回教徒時代の夥しい土地譲与の銅板文書の出現によつて漸く曙光が見え始めた。西紀四—八世紀のグプタ時代は、この共同体の血縁的要素が漸次失はれつゝも尚ほ可成り強固に残存してゐた時代であつて、氏族の分解によつて生れた支族が村の族的結合の中核をなし、それに属する家族の成員と、非血縁的な隷屬民、乃至移住者との弁別が、村の内部の持分地と、村の境界の享受地の間に、収束組織の上に見られ、更に共同体の余剩人口による未耕地の耕作をめぐる、王と共同体の対立が見られる。そしてかゝる内的な発展を孕みながらも尚ほその機能を果しつゝあつた村落共同体は、回教徒の侵入によつてその内容を一変し、徴稅組織としてのザミンダール制に再編成されるのである。

内容 緒言——一、史料——二、グプタ朝の地方統治

緒 言

(1) 種族長(samanta) (c) 郡長(vishayapati)——

三、村落構成員とその性格、(1) 持分(bhaga)と享受

(bhaga)——(2) 上本号——(c) 家長(kulumbin)と隷屬民

(3) 氏族(gotra)と支族(kula)——結論。

西紀一七六五年、英國東印度会社は、ムガル皇帝 Shah Alam から Beagal, Bihar 及び Orissa の徴稅權を獲得し、翌年 Clive 卿は Murshidabad の Diwan とな

て、その財政上の実権を握り重商主義を以て之に臨んだ。

即ち、印度の実情に疎い英人官吏は、実際の徴税は在来の印度人の収税吏に任せ、私利を営むに急であつたので印度人の怨恨を買ふ結果となり、次に総知事 Governor General となつた Warren Hastings は、頻度に疲弊せる Bengal 州の惨状を見、印度の実情に則した村落共同体 village community を徴税の単位とし、その徴税額を最高額の応募者に委任し、その任期の間は、その納税額を増加しない代りに、假令乾魃や水害等があつても定められた額を納めしめる責任を負はせた。之等請負人は Zamindar と呼ばれ、爾来その制度は幾多の改訂を加へられたが所謂 Zamindari 制といひ、Raiyatwari 制と並んで現今印度に於ける徴税組織の根幹をなしている。Zamindar という語は回教徒が印度に侵入すると共に齎された Persia 語の Zamin 「土地」に Dar 「所有者」の複合語で、元来「地主」の意である。即ち支配者に賦税の義務を負担する共同責任を負つた村落共同体の代表者というべき

ものである。但し、数百年に亘る英国の印度統治は、所謂

永小作 Permanent Settlement を發展せしめた結果、Zamindari 制の自給自足的共同体の要素を漸次改変し、近代的な意味での土地所有を印度に成育せしめたのであつて、現在、地主としての Zamindar は、永小作権を獲得した土地を多くの割地に分ち、之を自己に所屬する世襲的は下級地主たる Putni に分ち、その地代を、自己が政府に支払うべき地租を超える一定額に定め、Putni はその主人の例に倣ひ、更にその区域を細分し、同様の条件で一層下級の地主に貸与し、斯くて、Zamindar と直接生産者との間には通常五又はそれ以上の各種の所有者の段階が数えられる。斯かる収利生活者を含み得るのは Bengal などの豊穰な地域であり、Madras, Bombay, Assam, Sind 等の地方に於ては、所謂 Raiyatwari 制が行われている。之は實際に土地を占有し耕作に従事せる直接生産者に地租が賦課せられるものであつて、地主はその土地を自由賃貸・売却・低当・贈与することが出来、小作人たる Raiyat と自由契約を結んでゐる。Raiyat という語も、

回教徒と共に齎された語で、Arabia 語の ra'y 即ち「牧畜する」という動詞から生じた名詞 Raiyat 即ち「畜群」という原義をもち、元来回教徒が納税の義務を負つた非回教徒の隷属民を指したものである。Raiyatwari 制は、歴代の英国総督の保護下に近代的な意味での小作人として成長したもので、Zamindari 制よりも新しい形態であるといえよう。

Zamindari 制は、英国の財政政策の上から在来の村落共同体が行政的に再組織されたものであるが、Zamindar の所有地よりの全生産物は共同資産に組入れられ、出費が差引かれた後に家長の間で分配せられる点よりすれば、共同保有の遺制が強く見られ血縁的紐帯を窺わせるものがある。然しながら、更に血縁的な共同家族 joint family の遺制として、Pattidari が挙げられる。之は非常な人口過多にも拘らず共同に保有せられている土地が、共同財産 (Shamlat) として強靱に残存し、之が持分 (Patti) に分割せられ、その分配は家長の家系よりの親等に依りてなされ、共同の集会 (Panchayat) によつて村の慣習及び農耕

に関する取極めが行われている極めて血縁的な共同体である。現代印度社会の基盤を構成せるものは之等の共同体であつて、英国は之等の村落共同体を幾つか聚めて之を行政組織の単位とし、之を Zamindari 又は taluk と呼びその上に district (郡) を、更にその上に province (州) を置き、presidency (省) に属せしめている。之等の古代的な要素を濃厚に保持した共同体の存在が印度社会の停滞性を齎したとする所説の可否は暫く措き、吾々は、具体的な歴史的現実として絶えず発展しつつある共同体の性格を史実を通して捉握せねばならぬ^①。

西紀七世紀にアラビヤに勃興した回教は、預言者の死後百年以内に、ペルシヤを征服して東はトルキスタンに及び、エジプトを攻略して西は北アフリカよりスペインに至る広大な地域を席卷し、異教徒をして唯一神 Allah に帰依せしめた。西紀八世紀初に、その一部は印度に達し、Sindu を侵したが、Rajputana の沙漠と、強力な Kanauj の Parihai 王国に妨げられて東進し得ず、爾来アラブ人は Gujarāt 及び Dakhān の Hindu 諸王と親善關係を保ち

して通商した。

しかるに中央アジアの游牧的トルコ諸部族が回教化されたと共に、十世紀末に、Afghanistan の山中 Gazna に、トルコ人による新しい回教国が勃興し、その王 Mahmūd は偶像破壊者を以て自任し、北印度の覇者 Rājapūt 諸王を中心とする Hindu の聯合軍を幾度か殲滅し Panjāb を併合するに至つた。爾後北印度に於ける Hindu 人の覇權は終り、Delhi を中心とするトルコ人傭兵出身の君主を戴く回教徒の奴隸王朝が君臨する。中亞のトルコ諸部族の回教化は更にその東北の蒙古人の勃興を促し、十三世紀中葉 Hulagu は Bagdad を攻略し、Abbas 王朝を亡ぼした。十三世紀末に Delhi の奴隸王朝に代つた Haraju 王朝の Alāuddin は蒙古人の侵寇を撃退し四方の征服に従事すると共に内政に各種改革を行ひ Hindu 人の回教化に努力した。十四世紀に北印度に君臨した Tughluq 王朝は、更に前朝の政策を前進せしめ、その内治につゞいては當時 Delhi に滞在した有名なアラブ人旅行家 Ibn Batuta の記録が詳記している。十四世紀末この王朝の最後の有能な

王 Firuz Shah 死後の混乱時代と Timur の印度侵入があり、Delhi は假借なき劫奪を蒙つた。十五世紀中葉に Afgan 人出身の Lodi 王朝が成立し愈々回教主義を強要し、十六世紀の Mughal 帝国の成立へと進むのである。約八世紀に互る之等回教徒による印度支配は在来の印度固有の社会に嘗て見ざる深刻な變動を与えたといわれている。それは十四世紀に見られる宗教改革、即ち吠陀を信奉し嚴格な種姓による社会階層を紐帶とした印度固有の正統派 Hindu 教と、唯一神 Allah に帰依しその教へに遵う者は民族・社会的身分の如何を問はず平等視する回教、この二つの相對した信仰を止揚し、両教徒の間に何等の差別を設けず、特に貧しき被压迫階級のものゝ靈魂の救済を説く宗教改革者の出現、及びその教えに基く Sikh 教勃興の一事を見るも明かである。吾々はしかし之等の宗教改革を支へた地盤としての印度社会、更にその核心ともいふべき共同体の變貌を注意しなければならぬ。

西紀十三世紀末 Delhi に都した Haraju 王朝の Alāuddin は北印度主要部に君臨した最初の有能な回教徒

の君主といふべく、四方の経略に従ふと共に、地租・関税等の各種税制を確定し、飲酒・乱婚その他コーランの禁する非行を峻厳に取締つた。就中彼が王位を篡奪した後第一に実施したことは、全国の Ra'iyat（小作人）に対して kharāj（地租）を免除したことである。^④同時に Hindu の地主 Khūt, Chawdahari, Mugaddam の耕地からは生産物の五割の kharāj（地租）を徴し、更に家屋税・牧草税及び多数の特殊税を課している。^⑤即ち、小作人を保護して地主貴族を制圧してゐるわけである。

Khūt は、本来、村落共同体の成員であつて、共同体の成員たる Ra'iyat より徴税を行ひ、之を国家に納める半官半民の村落会計官であつて、臨時の雑税 (patti) の徴収に同意することによつて、村に対する増税の爲の新しい土地測量が政府によつて行われることを妨げ、又その額を一時立替えて政府へ支払い、收穫期の如き Ra'iyat に好都合な時期に之を回収する如き便宜の処置をとることによつて、Ra'iyat を政府の過度の搾取と破滅から守つた。彼等は、自己の属する村落共同体の内に土地を持つと共に、

Ra'iyat より徴収した税の一部を給料として受けた。従つて、村落共同体の長である Patel 即ち Zamindār に隸属する地位に在り、又その地位を利用しつゝ Zamindār にとつて代るに至つたものもある。^⑥

Chawdahari は、下級 Zamindār であり徴税官である Deshmukh に相等するものと、大体 Khūt と類似のものである。^⑦Mugaddam は、「指導者」「長」の原義をもつ波斯語で、更に「村の貢租を監理する官吏」をも表し、Hindu 語の Patel と同義語である。村落共同体の長として Zamindār と類似の内容をもつ。^⑧

次に、西紀十六世紀中葉に、父 Baber の後を継ぎ、Mughal の王となつた Humāyūn が、宿敵 Sir Shah 死後の混乱に乗じ、Kabul より Delhi を奪回するに Hindūstān に侵入した当時の模様を、彼の寵臣 Jodher が記しているが、その中に次の一節がある。Lahor より Pegunah に至つたとき次のことを發見した。即ち Afghān の農民が租税を支払う場合には、先づ政府から徴税を請負つた Hindu の高利貸がその税額を立替えて支払い、

然る後に彼等が農民より徴収している為、農民は自己の妻子を質に置くことが古くからの慣習となつていた。そこで同地占領後、自分が最初に行つたことは、空井戸その他に隠されていたすべての穀物を寛め、それを売却して之等の金融業者に支払をし、農民の家族を解放したことであつた。Humāyūn は大いに喜び、自分を村々の収税官の職に昇任した云々と。⑥之等の租税の立替を為せるものこそ、Alāūdīn が制圧せんと努力した Khāt, Chawdhari, Muqaddam 等に当るものであらう。

印度に侵入し之を支配した回教徒の支配者が、之等の大きな勢力をもつ土着の Hindu 地主貴族の制圧に當つて、下級所有者であり直接生産者である Raiyat を保護しつゝすることは、史料の明示するところであつて、彼等回教徒がその歸依者を得たのは、主として、印度の下級種姓からであつたことは、史家の等しく認めるところである。⑦

彼等回教徒は、被征服者たる非回教徒に対しては、人頭税 jiziya を課した。之は、ササン朝ペルシヤ時代の jizya 更にアラム語の gesith (ā) とその語源を同じくし、本来

グプタ朝(西紀四一八世紀)印度社会の一考察(佐藤)

氏族成員が氏族神に対して行ふ祭祀の際に、その氏族に属さない故に、之に預り得ない隷屬者が、その代償として貢納の形式で納めるものであつて、王権の確立と共に、之に帰するに至つたものである。⑧

回教徒支配の時代には、コーランにその根拠が求められるように、生命と財産を保証する代償として、非回教徒に課せられる人頭税の意味となり、更に、非回教徒が軍役に服さない代償として支払うべき兵賦の意味をもつに至つた。⑨人頭税を免れる為、回教に改宗した之等下級種姓は、村落に於ては、直接耕作者たる Raiyat、各種手工業者、その他の賤民である。彼等の解放と保護が、村落共同体の成員の変化を齎したことは容易に理解される。

更に印度在来の村落共同体の崩壊を促進したものは、貨幣による租税の徴収である。即ち之迄のように、生産せられた穀物を打穀場に運び、共同体に属する手工業者・奴僕などの非農耕者の持分と、王の持分とを先づ除去した残りを農耕者の間で平等に分つという方法では不可となり、平均收穫高を計算する為に土地の測量と台帳の作製が必要と

なり、村落会計官を通して之迄行つていたように、共同体成員たる各家族の持分権に対する考慮が払われなくなり、割当てられた総額の徴収が強要せられた。斯くて、一定の割当額が貨幣で定められ、その徴税権が最高額の請負者に短い期限で売渡された。之等の請負人は、自己の取立請負の一部を下級請負人に転貸するを常とし、支配者と耕作者の間に多くの仲間者が介在するに至つた。租税滞納の Raityat に対する残酷な拷問が、ムガル帝国末期には、公然と認められていた。その結果、村の長に統轄せられ、多分に血縁的紐帯によつて結ばれた共同体の結束は崩壊し、土地は之等請負の金融業者の手に売却又は抵当に入れられ、その本来の所有者は土地より放逐せられるに至つた。

その結果、村落構成員の非常な混乱が生じた。⁽¹⁾ 英国は、之等の土地から遊離する Raityat に保護を加へて、その下級所有者の地位に留らしめ、同時に、上級所有者の土地集中に制限を加へ、この共同体を再組織して、英国の統治に協力する新地主——所謂「ベンガル地主」として知られる階級を、主として商人その他の投機業者及び地主の内よ

り創り出したのである。そこに一貫して見られるものは、上からの再編成によつて、著しくその性質を變へつゝも尙お強固に存在する共同体の遺制である。回教徒の印度支配がもつ重要な意味は、この古い伝統をもつ共同体を崩壊せしめ、その性質を變ぜしめたことであつて、この歴史的な意味を更に明確にする為には、回教徒支配に先立つ時代の印度社会を再研討せねばならぬ。

註

- (1) Zamindari 制、Raityatwari 制、Patidari 制に就いては Julius Jolly, Recht und Sitte (Grundriss der Indo-Arischen Philologie und Altertumskunde, II Band, 8 Hefte), Strassburg 1896. S. 95—96.
B. H. Baden-Powell, Indian Village Community, London 1896. P. 9ff.
P. Vinogradoff, Historical Jurisprudence, London 1920. Vol. I. pp. 326—326.
等参照。英国の印度統治初期より之等の諸制度の成立に至る變遷の過程については
Pranathanath Banerjee, A History of Indian Taxation, London 1930. P. 356ff. 参照。
(2) The Khazā'ni Fathā of Ilazat Amir Khansrau of Delhi

ed. by Syed Mo'ini Haq. Aligarh 1927. Pers. Text, p. 15, n. 1-2.

Izzat Am'r Khusrav ʿAla'uddin Khilji の宮廷に仕へた著名な波斯人の詩人で、自ら従軍してあり、この書の大部分は、戦争の有様の記事である。Khazā'in Futūḥ といふ「勝利の宝」の意である。(Mohammed Hab 教授の解説参照)

(c) The Tarikh-i Foruz-Shahi of Zia al-Din Barni. ed. by Sayid Ahmad Khan. Calcutta 1862. (Chiljotheca Indica XXXIII) Pers. Text, p. 287, l. 9—p. 288, l. 13.

(+) Henry Yule and A. C. Burnell, Hobson-Jobson London 19.3. pp. 480—481. s. v. khut. ㊦

Shahpurshah Hormasji Hodivala, Studies in Parsi History. Bombay 1920. pp. 205—206, n. 27, 28. 参照

(e) Hodivala, ibid. p. 205, n. 27. 参照。Mugaddam の意味にふつと Steingass, Persian-English Dictionary. p. 1293. 参照。

(f) Tekerch al Vaki' or private memoirs of the Moghul emperor Humayūn written in the Persian language by Jonher. tr. by Charles Stewart. London 1832. p. 113.

(g) 例へば Julius Germanus, Al-Jah Akbar. aus dem Ungarischen von Kooss S. 44. 参照

(h) Theodor Nöldeke, Geschichte der Perser und Araber zur

Zeit der Sassaniden aus der Chronik des Tabari. Leyden 1879. S. 241, n. 1; S. 246, n. 1. 参照

(i) Ishwari Prasad, History of Medieval India from 647

A. D. to the Mughal conquest. Allahabad 1925. p. 508. 参照。

(10) Baden-Powell, op. cit. p. 157; pp. 221—222. 参照。尙ほ徴税請負の職務にふつと Bamerjee, op. cit. p. 363 参照。又 ryot に対する待遇にふつと Storia do Mogor or Mughal India 1653—1708 by Niccolao Manucci (Venetian), tr. by William Irvine. London 1906. Vol. III, p. 49—50. 参照

一 史 料

Aryan の侵入を以て印度の歴史時代は始ると言つてゐる。Zimmer に代表される R. S. S. を根本史料とし古ゲルマン民族の共同体との比較に於てなされた精緻な研究 Heinrich Zimmer, Alindisches Leben: Die Kultur der Vedischen Arien. Berlin 1879. は、

多くの独逸社会経済史家、法制史家に継承せられ、又 Seeborn による Wales に見られる古い氏族制度の研究 Seeborn, The Tribal System in Wales. London 1904. の対比がなされ、又 de

Coulangue による古ゲルマンのマルク共同体並にロムヤ

のミール共同体との対比に於てなされた研究 Pustel de Coulanges,

Questions historique, le problème des origines de la propriété foncière. H. M. Weber の宗教

社会学的研究 Max Weber, Gesammetle Aufsätze zur Religionssoziologie. II Band. Tübingen 1921.

と共に、素朴な共同体理論に対する実証的な反駁となつて現われた。

しかも、吠陀を史料とする研究は、その史料の性質より多くの制約を蒙り、一定の限界を越え得ぬ弱点をもち、又 Manva-Dharmasāstra に代表せられる多くの法典類は、印度に於て特異の発達をなし、社会制度を窺う屈強の史料を提供しており、Jolly の研究 Julius Jolly, Recht und

その代表的なものであるが、多分に婆羅門的思惟によつて彩られており、且つ行政法典としての性質上その編纂年代が明確でなく、歴史的年代の明瞭な根本史料の存在を必須とする。次に Megasthenes, Plinius, Arrianos, Strabon, Cosmas 等の西洋古典古代人の旅行記見聞記は、明確な年代の判つた印度側史料の存在を前提とすれば根本史料となる。最近発表された中村元博士の論攷 古代インドの統一国家

（社会構成史体）は、所謂 Asoka 碑文を根本史料と（系第二部所収）は、所謂 Asoka 碑文を根本史料と）Megasthenes, Arrianos を始めとするほぼ相前後する時代の

外国人の手になる根本史料を参照し、Kautilya の Arthashastra を始めとする諸史料を綿密に訪採した注目すべき研究であつて、東西を通じて Maurya 王朝史に關する最も權威あるものであらう。しかし、尙ほ史料の制約を免れない点は認めざるを得ない。又、Jataka を始めとする文学書を史料とした研究も行われ、Fick の Dr. Richard Fick, Die Sozial Gliederung im Nordöstlichen Indien zu Buddha's Zeit. Kiel 1897. はその

代表的なものである。中村博士にも同種の研究「インドの代表国家と政治思想」（史学雑誌五九、一・二・三）がある。しかし、之等は、二次的史料に拠れる点で、参考的価値を有するに過ぎない。

斯かる印度史研究の上の難点を補うものは、前世紀末より印度各地で発見又は発掘された夥しい銅板文書（以下「文書」と略称す）であつて上は Kushan 王朝より、下は十六世紀に至る各時代を含み、その大部分は土地譲与の文書であつて、英国人及び印度人の碑文学者によつて、解説・

註釈が施され、*Epigraphia Indica* (略称 E. I.) ;
Indian Antiquary (略称 I. A.) ; *Journal of the*
Asiatic Society of Bengal; *The Historical Quarterly*
of India 等の學術雜誌に続々發表せられてきた。之等文
書によつて、當時の印度社会が可成り詳細に知られるのは、
西紀四世紀より八世紀に至るグプタ王朝の時代であつて、
その支配權は、*Vindhya* 山脈以北の北部印度、所謂 *Ar-*
yavarta を覆ふ、*Maurya* 王朝以来の版圖を保持し、そ
の崩壊後、北部印度は再び統一の機会を与られず、以て回
教徒の侵入を迎えるのであつて、この点よりして、回教徒支
配以前の印度社会は、グプタ朝を中心として考察するべき
であり、之を足場として、より古い時に遡り、又回教徒侵
入に至る迄の *Hindu* 時代に下り得るのである。之等文書
の内、グプタ朝關係のものを J. F. Fleet が蒐集つて、註
釈を加へ、*Corpus Inscriptionum Indicarum. Vol.*
III. (略称 C. I. I.) とつて公つてゐる。筆者は、*Epigra-*
phia Indica 廿五卷 (1882—1940) を通説し得たので、

グプタ朝 (西紀四—八世紀) 印度社会の一考察 (佐藤)

Fleet の著書と相参照し、この時代の村落構成を一瞥した
るのである。従つて、重点を村落構成の分析に置き (第三
章「村落構成員とその性格」)、爾余 (第二章) の記述は、
村落の考察に必要な範囲内で最少限に留めたい。

二、グプタ朝の地方統治

西紀四世紀に勃興したグプタ朝は、*Samudragupta* と
その子 *Chandragupta II* 及び次王 *Kumargupta* の
時代を盛時とし、次王 *Skandagupta* より五世紀末の *Bu-*
ddhagupta に至る時代を中期とし、約二百年に亘つて、
北部印度に覇を唱えたが中亜より南下した遊牧民族 *Huna*
の圧迫と、国内の土着諸王の強勢化によつて、*Narasim-*
ha-gupta 以後 *Jivitagupta* に至る十数代のグプタ諸王
は、*Magadha* を中心とする一地方政權に没落し、八世紀
中葉に、*Pala* 王朝によつて併せられる。この間、七世紀
初葉に、*Vardhana* 王朝の *Harshavardhana* によつて、
一時北印度の統一を見たがその死と共に再び小王国の分立

となり、その間、Rājput 諸族が相繼いで、西北印度より Hindūstān 全域に發展し、Kanauj に都せる Rājput 諸王朝の繁榮を現出し、以て回教徒の侵入に至る。今考察の対象とするグプタ朝時代とは、Samudragupta より Magadha のグプタ諸王を含むグプタ王朝を中心とし、Chālukya 王朝を始めとする北印度各地の諸王朝を加えた、西紀四世紀より八世紀に至る時代の北部印度を指すのである。

歴代のグプタ諸王は、その直轄領たる Magadha（現 Bengal, Bihār 兩州）及び Varanasi（現西北聯合州）に於ては、之を多くの vishaya(郡)に分ち、vishayapati（郡長）を置いて支配したが、その周辺に在る Pratyanta nipati（辺疆の王）の支配せる地方、例えば Malva より Kathiawād 半島に及ぶ地域、Vindhuya 北側の Bundelkand を中心とする地域、東部 Assam, Nepāl, Panjāb 等には、土着の王(narapati)が割拠し、グプタ朝の盛時には、グプタ王より vishayapati（郡長）bhōgapati（州長）sāmanta（種族長）などの名目上の官を与えられて、

その命を受けているが、実際には、別に自ら vishayapati を任命して統治せしめている。^①之等の半独立の土着の王は、すなわち Mahārāja 又は Mahāsāmanta とし、尊号を称している。吠陀に見える rāja は、氏族又は種族の集会たる sabhā 又は samiti の代表者であるが、Zim, a. O. S. 部族の長たる王を表すに至り、Asoka 王は、¹⁷⁴ 参看。刻文の中に、自ら Devānampiya Priyadarsin rāja と稱している。^②Kushan 朝時代には、帝号として、rājātirāja「王中の王」又は rājarāja「王の王」と共に mahārāja「大王」が用いられた。^③Fleet, C. I. Vol. III. 所謂、グプタ朝以後、mahārāja は半独立の地方君主の称号となり、帝号としては、mahārājādhirāja「大王中の大王」が用いられている。

mahāsāmanta は sāmanta「即ち「族長」中の覇者である」、「sāmanta の中最も秀でたるもの」(sāmanta -chūṭāmani) C. I. I. p. 223, 14. 又は「天子の sāmanta の集りの頭上の宝石の光明」(samasta-sāmanta-cakra

-cuṭā-maṇi-prabhā) E. I, XIII. p. 213, l. 7. などと記されている。

彼等はいくつかの sāmanta を武力によつて従属せしめ、之をその支配下に置いたものであつて、例えば、六世紀前半に Malva と輔起し、Huna を撃破して大きな勢力を成した Yaśodharman は、北部印度の sāmanta を足下に懐伏

せしめた C. I, I. p. 146, l. 5. とあり、八世紀初め Nepal の mahā

sāmanta Manadeva は、その国の東部に於て謀叛した sāmanta を武力によつて屈伏せしめたが、更に西部の

sāmanta が命に服さなくなつた I. A, IX. p. 165. とあり、七世

紀の西 Chalukya 朝の Pulakeśin I 及び Kalachuri 朝の Buddharāja は、何れも、秀でた武力によつて、すく

づの sāmanta の集団を屈伏せしめた E. I, V. p. 31, l. 2-3; E. I, XI. p. 34, l. 10.

とあり、九世紀の Rashtrakūta 朝 Govinda III は、その

従属下に在つた多くの sāmanta を各自の領域へ復歸せしめた E. I, XIII. p. 244, l. 12-13. とあるは、その一例である。而して、

之等の sāmanta はいくつかの場合、一つの種族の族長であつて、自己の属するより大きな部族の長である mahāsāma

nta 又は mahā-rāja に対して貢納をなすことにより、之に従属してゐたのである。

例えば、六世紀に、Vindhya 山脈の一部たる Nāgarīni 丘陵に拠つた Maukhari 族の王 Śardūla は、自ら sāmanta 中の最も秀でたものと稱してゐた C. I, I. p. 223, l. 4

Vindhya 北側の平地に牢固たる地盤を保有せる Maukhari 本族の一支族であつて、本族に対して貢納の義務を負つ

た貢納領主であつた。又、六世紀後半、Broach を領有した Gurjara 族の王 Dadda I の家系(kula)といふところ

をいふものであつて、sāmanta を稱し、より北の Gurjara 本族に対して貢納の義務を負つた貢納領主である。 E. I, XIII. p. 91. 参照

又七世紀頃 Rājputana なる Mayūra-bhāṇja (Vindhya 東南側)に移住した Śiṇodbhava 族の部族長たる Bha

ṇja 家は、この地の二王国を併呑し、Orissa Rāja と稱したが、その領域内には、Bhaṇja 家に貢納を納めて従属してゐる同族 Śiṇodbhava 族に属する多くの sāmanta があつた。 Bhaṇja 家を中心とする彼等 sāmanta 間の結合

の紐帯は、その祖神を共にするとの信仰であつて、各々の

伝承より知られる。^{E. I, X^{III} pp. 231-291 参照。}

そして等 *sāmanta* は、例えば、七世紀中葉、Nepal 王 Jishnu-gupta が、運河の修復費に充てる為に、之迄該運河により灌漑せられた土地より *sāmanta* Chan dravarman に貢せられた現物貢租 (*pindaka*) を免除しつつ^{I. A, K. pp. 171-172 参看。} ことより知られるように、俸祿として、土地の生産物の一定割前 (*pindaka*) を享受しつつたのである。又、六世紀後半に、中央ベンガルの有力な Mahārāja たる Jayanāya の治世に、彼に従属せる *sāmanta* Nārāyanabhadra が、Audumvarika とする *vi shaya* (郡) を享受 (*sambhoga*) しつつたが、Vappago shavāta とする村を婆羅門に譲与し、自己の事務官たる *mahā-pratihāra* (土地の面壁を測り境界を定め土地に関する一切の取極めを記した文書を作る官) に命じて *vi shaya* の印を捺し、境界を明記した銅板文書をひくるといふ命じらる。^(E. I, X^{III} p. 63, II. 3-7.) 之により *vi sāmanta* とし *vi shayapati* (郡長) と同じように、郡 (*vi shaya*) を統治せるものゝあつたことが知られる。そして、之等の多くの *sāmanta* を足下にふまえた

mahārāja 又は *mahāsāmanta* 中の覇者として、グプタ王朝が *mahārājādhirāja* とし君臨しつつゐるであらう。

(一) 種族長 (*sāmanta*)

sāmanta という語は、anta「境界」に、接頭字 *sa*「を持つる」の加わつたもので、本来「隣人」という意味である。例えば、Yājñavalkya-dharmaśāstra (以下 Yājñ. と略記)、I, 160 に、

「境界の争に於ては、土地の隣人達 (*sāmantās*)、古老達、その他、〔及び〕境界に近い土地を耕してゐる牧者達、及び森に住つてゐるすべての人が、〔境界を定める人〕である。」

とあり、Mānava-dharmaśāstra (以下 Mn. と略記) III, 259 に、

「最初からその土地に住んでゐる人 (*manu*) であり、境界の証人 (*simasakshin*) たるべき隣人達」^{サマシキン}

とあり、又、Manu の註釈書 *Mānvartha-muktāvali* には、

「四つのすべての方向の区域 (*diśa*) に在るものが

隣人達である。』(chatur-diśaṃ samantāḍ-bhavāḥ

sāmāntāḥ) E. I. Vol. XXW. p. 30. 所引。

とある。Yaj. S 註釈書たる Vij aneśvara S Mitaks harā には、

「四つのすべての方向の区域に在る隣人とは、四つの方向の区域に於て隣接せる村〔の隣人〕達のことである。〔該村を〕取巻く境界を決定せるものである」

(chatur-diśaṃ samantāḍ-bhavāḥ sāmāntāḥ cha tasishu dikshv-anantara-grām-ādayas-te cha prastiman vyavashitāḥ) E. I. ibid. p. 30-31. 所引。とある。

Vj aneśvara には、

「村は村の隣人〔のもの〕なり。土地は土地を名づけし人(『王』〔のもの〕なり。家は家を指定せし人(『家長』〔のもの〕なり。何とならば、〔それらの人は〕すべて〔夫々を〕統轄すればなり。」(Grāmo grāmasya sāmāntāḥ kshetran kshetsasya kīrtitam | grīhaṇ grīhasya nirdiśhaṇ samantāt = paribhaya hi || ibid. p. 31 n. 2. 所引

とある。之等の法典その他に見える sāmānta 即ち「隣人」の規定を帰納すれば、「隣人」とは、「その祖先が、その村の形成せられたときからの居住者である、原住民」即ち「maula」であつて、「村の四つの境界が置かれてゐる区域」即ち「dīśa」を媒介として隣接せる村々の居住者であり、且つ、村の境界争ひの場合には、之が証人となつた、村の統轄者、即ち、有力者を意味することになる。

Mn. (IX. 44) に、「土地は森林を開墾した人に属す」とあるように、アールヤ人の土地に対する所有觀念は、最初にその土地を開墾したものが、永久にその土地の所有者である。従つて、最初からその土地に住んでゐるものは、その土地の開墾者又はその子孫を意味する。彼等によつて形成せられたものが「村」(grāma)であつて、この語は本来、建物の集合又は防禦の砦を意味し、そこに居住せるものは、氏族の成員である。Powell, op. cit. 従つて、「隣人」とは、単に「隣り合つてゐるもの」の意ではなく、同時に、「同一氏族に属せるもの」を表す。古典 Katyāyana に、「隣接せるもの、彼こそ隣人(sāmānta)なれ。隣接

せるものは、かく最上のもなり。隣接し、親しく結びつける、隣接せるものは、護華の主（『最上なるもの』と呼ばれる。）^{E.I. ibid. p.31 所引。}

とあるのは、同一氏族に属せる「隣人」を「（自己に）親しく結びつける」（sakta）「最上のも」（uttara）と讃美したものである。

次に「村の四つの境界が置かれてゐる区域」即ち「disa」を媒介として隣接せる村々の居住者たる彼等 samanta が、何故、「族長」を意味するに至つたのであろうか。この為には、村の境界地、即ち disa の内容が明かにされねばならない。村の境界は、disa「方処」即ち、一つの区域である。グプタ時代の文書の大部分は、この村の境界地の譲与文書であつて、例えば、Gujarāt の半独立王朝 Valabhi 諸王の文書に、

「〔村〕南の境界に於て（daksiniṣimni）家長 Vāra ka に耕せしむる 120 pādāvarṭa の土地」^{C. P. S. I. p. 43, l. 2.}

「Devarakshitapātaka〔村〕の西南の境界に在る（apara-dakṣiṇa-simni）（中略）Gokshb の保有

地 130 pādāv.」^{E. I. XI. pp. 33-34, ll. 26-27.}

「〔Paralura〕村の西の方向の境界の内部に在る（grām-āpara-dig-vibhāga-sim-ābhyantara）王の

地積は 40 nivartana の黒土の土地」^{I. A. VII. p. 36, ll. 11-12.}

とあるは、その一例であつて、何れも被譲与地が「村の境界に於て」（simni）又は「境界の内部に」（sim-ābhyantara）即ち、境界地の内に在ることを明示してゐる。

次に、グプタ文書には「境界地に「共有地」の在ることを記してゐる。例えば、Valabhi 朝の Dharasena II の文書に、

「Vajra 村の西の境界に於ける（para-simni）（中略）Bhumbhusa とする共有地（padraka）に於て、家長（kuṇumbin）Bhotaka の持分〔地〕（pratyaya）たる 100 pādāvarṭa」^{C. I. I. p. 166, ll. 24-27.}

とある、同く Dharasena IV の文書に、
「〔Vadasomalikā 村〕の東の境界に於る（pūrva-simni）Duhudulika 共有地（padraka）に在る

bhīṣṭi I. A. XV.
p. 310, l. 48.

とある。

padra^{ka} は padra のより完全な形であつて padra は Monier-Williams の梵英辭典によると「村」又は「入るこゝ」の意である。G. Bühler は「右の Dharasena IV の文書に見える padra^{ka} を現代語の pādri 即ち「放牧場」の意味に解してゐる。I. A. XV. p. 337.

Glossary of Indian terms. は pādri (即ち pādri) を「共有地」「未耕の儘になつてゐる、村に隣接した土地」と説明しており、現代の Gujarati 語では pādri は「村の境界地」又は「[E]」の意味に使われつゝゐる。

A New Pocket Gujarati-English Dictionary. Bombay. p. 637. 之等の解釈は、何れも聯

関があり、結局「村の境界を含んだ未耕地」即ち「共有地」のことを指しているのである。それは、共同の放牧地に使用せられ (Mn. V. 37) 又、村の入口でもある。

印度に於て、門は村の入口を表す語。

更に、右の文書には、その共有地の内に持分〔地〕があることを記してゐる。pratyaya とくゝ語は、√T「歸する」なる語根に、接頭辭 prati「……に向つて」の加わつ

た prati「持分になる」の名詞形で「持分にされたもの」という原義をもつ。そして、他の文書に、

「Valmīkātalla-vātaka 村に於ける、商人 Aryya の持分地 (pratyaya-kshetra) の譲与を〔認可す〕」
E. I. XV.
p. 289, l. 4.

とあることより、pratyaya-kshetra (持分地) の kshetra (土地) が省略された形と見るべきであつて、「持分地」のことである。pratyaya という語が、かく「持分地」の意に用ゐられてゐるのは、padra^{ka} 「共有地」という語と共に、他の時代の文書に見られぬところで、この時代の文書に散見するにすぎない。例えば、Dharasena II の文書に、

「Devārakṣhitapāṭaka 村の西南の境界に於ける、貯水池の上の部分 (agra) の内側 (udara) に在る Gokṣha の持分〔地〕 (pratyaya) 130 pādāvarta」
E. I. XI.
pp. 83-84, ll. 26-27.

「Chitrakasthalya 村の北の境界に於る Dhārmika の持分〔地〕 (pratyaya) 100 pā.」
(ibid.
p. 84, ll. 23-29)

なり Dhruvasena II の文書に、

「Tāpasīya 村に於ける Dhindaika の持分〔地〕」

(pratyaya) 100pādavarta] E. I, XI, p. 107, ll. 17.

とある如きである。

そして、前掲の Dhruvasena II の文書に見えるように、¹⁾之等の共有地の内に、kulumbin (家長) が持分地をもつてゐる。kulumbin は後述するように、氏族が分解した血縁集団たる支族の成員であつて、村の内外に持分地をもつ村の成員である。村はづれの境界地は、本来村の成員が、未分割の儘でその内に持分を有している未割の共有地であつたが後述するように、村の成員の余剰人口及び移住者によつて村内の土地と同じように耕作せられ、占有権が明確になつたと解せられる。

斯くて、グプタ及び以後の文書に村落を譲与する場合に、

「四つの境界と共に」(chatuḥ-sīmā-sametam)

E. I, XIII, p. 224, ll. 28, 「すべて側の側に於ける四つの境界を附して」

(chatuḥ sīmā-samyutām cha samantataḥ)

E. I, XIII, p. 130, ll. 79-80, 「昔から明瞭な境界と共に」(pūrva-

prasiddha-sīmā-samanvito) E. I, III, p. 215, ll. 17-18.

の如く、単に「境界と共に」とあるのは、「その境界を含む共有地と共に」の意であり、又、

「その固有の境界の端に至る迄の、草、材木、水と共に」(sva-sīmā-paryāntas-trina- kashi-odak-opetaḥ) E. I, XIII, p. 203, ll. 31-32.

「昔から明瞭な四つの境界の端に至る迄の、すべての産物と共に」(sarva-otpatti-sahitaḥ pūrva-prasiddha-chatuḥ-sīmā-paryantah) E. I, V, p. 156, ll. 55

の如く、「境界の端に至る迄の……と共に」とあるのは、「村の境界を含む共有地の端に至る迄の……と共に」の意に解すべきである。

次に西紀六世紀初に、Kalinga の Mahārāja Ananta-varman が、Tontāpara 村を agrahara (婆羅門村落) となし、八人の婆羅門に譲与した文書に、

「以前から Kharapuri-medamba (他の村々と) 共に加わつており (sāmānya) 貢賦を差出してゐたこの agrahara は (中略) すべて貢賦を免除し、

Kharapuri-madamba から解き離し (vinirgata)

(中略) 譲与せられたる」 E. I, XIII.
p. 116, ll. 9-16.

又あり madamba 又は Śivatattvaratnākara 王
「十一の村によつて結合せられたものが madamba
と呼ばれる」 (yuktam-ekādaśa-grāmair-madam

bam-parikittam) n. 4. 所引
ibid. p. 49.

とある。Mn. (VII, 115-119) に「十ヶ村を以て村落集団の一
単位とし、之に「十ヶ村長」(daśa-grāmika) を任命す
ることを記しており、グプタ朝以後の文書にも「十ヶ村長
」という語は頻見す。 E. I, IV. p. 230, l. 47.
之等の「十ヶ村前後を以
て、一つの村落集団を形成してゐる自然村落群が、 mada
mba とある。次に「右の文書に見える、 sāmānya と
いう語は anya「他」に sam「共に」の附加した語で、
「他と共にそれを形成せる」ことを表す。従つて mada-
mba は、大約十ヶ村程度の村が、相互に結びついて形成
せる村落集団たることを表し、従つてその内の一村を譲与
するには、之をその madamba から「解き離し」(vinir-
gata) 譲与してゐる。更に「グプタ朝以後の文書に、

「Rāmatīthika 八十四〔ヶ村〕の中にあつて、〔よ
う大きう〕 Pangarikā 村 (grāma) の内部に在る
(abhyantara) Kīhikā 村 (grāma) は、……譲与
せられた」 E. I, XXV.
p. 170, ll. 30-33.

とあり、又「君達の郡 (vishaya) に於ける、十一の小村 (dvā-
daśa-pūṇḍi) を附帯した (saṁhita) Malavelli とい
ふ村 (grāma)」 E. I, V.
p. 87, l. 182

とあり、又「この境界 (sima) の外部 (vahnishkrita) Maitadā
と Dvāripāta の中に在る (madhye) 六つの小村
(ṣaṭ pātākās) が譲与せられた」 E. I, V.
p. 185 ll. 47-43
とあり、又「

「Sri-Harsapura」といふ七百五十〔ヶ村〕の内に
含まれた Karpatavāṇijya」といふ八十四〔ヶ村〕に
属する Rutiddha」といふ十〔ヶ村〕に含まれた Vyā
ghrāsa」といふ村」 E. I, I.
p. 55 ll. 33-36.

とあるように、十個内外の村が集合して村落集団を形成し、

且つ、それらの集団は、一つの村を中心にして、之に十個内外の小村が附帯してゐるのが普通のものである。之等の小村は、普通 *pallika* とし、文書に見え、村 (*grāma*) と區別せられてゐる。^①

次に西紀十一世紀中葉に、現 *Bastar* 州を領した *Mad-hurāntakadeva* の文書に、

「空中で生れるもの、地下飲物、象は譲与せられるが、村から外へ出されたものは、王の所有物である」

(*ākāś-otpatti nidhi gaja dattam iti grāmyam*

vāhyam rāja-dravyam) E. I, K. p. 130 ll. 23-24

という一節がある。之は古くから伝承せられた諺のようであるが、その意味は、村の内部のものは空中、地上(象)地下(飲物)、を問わず村の所有であつて、王は之に干渉しないが、一度村から外へ出るとそれは王の所有となるということである。^② 村の内外を分つものは境界であり、それは境界地という一つの区域である。従つて、「村より外へ出されたもの」(*grāmya vāhyam*) とは、境界地の外部の森林や荒蕪地を包含せるものとせねばならぬ。九世

紀の *Pandya* 王 *Nripatunga* の文書には譲与せられる村の境界を次の如く記してゐる。

「*Vilāngāt tangaduvarur* と *Settupākkam* の二

村の境界は、東の境界は、森の境界及び *Nemmalip pākkam* 村の境界の西に當り、南の境界は、*Nemmalip pākkam*、*Nelvāyippākkam*、*Urattur* の三村の境界の北に當り、西の境界は、*Mambākkam* 村の境界の東に當り、(中略) — 北の境界は、*Vāgū* 村の境界の南に當る。」 E. I, XV. p. 13, ll. 56-63.

「*Traippunaicheeri* 村の境界は、東は、村を囲む森 (*nattam*) の西に當り、南は、*Nerunjikurumbu* 村の境界の北に當り、西は、*Vāgū* 村の境界の東に當り、北は、*Kirimānpātti* 村の境界の南に當る。」

ibid. ll. 63-66.

と。即ち被譲与の村々の北、西、南は何れも他の村々の境界と接してゐるが、東は何れも *nattam* 「村を取囲む森」になつており、従つて之等の森は被譲与村落の北及び南の村々とも接してゐるわけである。従つて、之等の森は、一つ

の村の境界地ではなく、数村の共同の境界地でなければならぬ。村は通常十個前後の村落集團を形成しており、従つて之等の森はそれらの村の村落集團の共有地ともいふべきものである。又六世紀の南 Bengal の Samāchāra-deva の文書には、郡裁判所が、境界外の荒蕪地 (khila) を得たいという婆羅門の申請を認可した一節を、次のように記している。

「郡裁判所の人達は」この要請を受け、『穴の多い猛獸の出没する「土地」は、王に法の功德も収益も齎さない。しかし、もし使用せられるようになれば、土地は、正しく王自身に収益と法の功德を齎す』と云う(韻句)を思ひ出し「之を認可した」^{E. I, XVII. pp. 76-77, ll. 4-17.}

かゝる村の境界外の森や荒蕪地は「村より外へ出されたもの」、即ち、王に属すべきものであり、之を耕作せしめれば王に収益を齎すべきものであつた。

かくて、sāmānta の性格が考え直さるべきであらう。即ちこの語は本来、その土地に最初から住める氏族の成員であつて、村の有力者として、土地その他の境界設立の場

合には、その標識 (setu) を決定し (Mn. III, 232) 従つて、境界争ひには証人として立会したもので、身分的には一般の村の成員と異ならない「隣人」にすぎなかつたが、村落間の境界争ひには、より大きな村落集團の支配者による決定を必要とし、村落集團の共有地を割占せる族長、即ち王が、この語によつて表されるに至つたものと解される。

(2) 郡 長 (vishayapati)

グプタ時代の地方行政区分は、vishaya (郡) が最も普通に文書に見え、之が幾つかの自治的な村落集團を行政的に統轄し、直接に、或は bhukti (州) を通つて王に從属している。之等の vishaya (郡) の長は vishayapati (郡長) であつて、例外なく、郡の行政的・軍事的中心である都市に居住し、こゝから行政を行つた。之等の都市は、城壁に囲まれ、城内に城砦 (kot) を設けた城砦都市であつて、多く河に臨み、しかるるときは人工の堀割 (khal) を構築して河水を引き、更に灌漑井戸 (vāpi) ・貯水池

(*tañga*)・寺院 (*surasadhan*) と集会場 (*sabhā*) 各種公園 (*nānavidh-opavana*) 等をその内に設け、最大なるものは四軒平方に及び、一軒平方のものが普通であつたやうである。(E. I, XV. III, C. I. I, Vol. XI, p. 84-86. p. 75, II. 23-23) ところが、都市に居住せる「都市民の諸階級」(*paura-varagās*) (C. I. I, Vol. III, p. 60, I. 13) 又は「都市民の三つの階級」(*paura-trivarga*) と「地方民」(*janapada*) とは弁別されてゐる (E. I, XII, p. 263, I. 26)。[○] 即ち、都市民に関する行政業務は、長官たる *vishayapati* を助け、三つの階級の代表者、即ち「町の組合の代表者」(*nagara-śreshthin*)・「商人の代表者」(*sarthavāha*)・「手工業者組合の長」(*pratham kulika*)[○]書記長 (*prathama-kāyastha*) より成る町の集会 (*nagara-mahatara*) に於て決議せられた。^{E. I, XV, p. 130, II. 46.} 例えば、郡内の荒蕪地への都市民の移民、関税 (*śulka*) 手数料の取極め、その他、財産相続、姦通者の処罰額等、[○] 一般各部門を自治的に処理してゐる。(E. I, XXV, pp. 231-233, II. 23-49) 当時[○]に於ける手工業者組合並びに商人組合の富裕且つ組織化されてゐたことは、絹織工の組合並びに油商人その他の

組合によつて大寺院が建立され、又は、金貨その外の奉納がなされたことが文書に頻見し、(C. I. I, Vol. III, p. 70, II. 3-10. p. 83, II. 16-17) (*ibid.*)[○] 又三六〇の都市の組合の代表者によつて、寺院に土地が寄進せられたやうである (E. I, XIII, p. 193, II. 11-12) によつても窺われ、彼等の代表が *vishaya* の行政に預つて大きな勢力を持つてゐたことが理解される。

他方、*janapada* 「地方民」を主体とした村落に対する *vishaya* (郡) の行政は、「法廷」(*adhikarana*) に於て行われ、「裁判長」(*jyeshthadhikaranyakajyeshtha-kāyastha*) を長とし、その下に立つ数人の「郷老」(*vishaya mahattara*) 「村老」(*mahattara*) 及び「司法吏」(*vyaavaharin*) 等の「陪審員」(*purabsara*) より成つてゐた (E. I, XIII, pp. 76-77, II. 49)。[○] 村又は土地の譲与・売買・抵当等に関する銅板文書はこゝで審議せられた後、作製せられた。

mahattara は普通 *grāma-mahattara* 「村の長」^{ナサ}と文書に見えるもので、この語は、*maha* の比較級の形で、「より大いなる」「勢力のある」という原義をもち、「最年

長者」「長」の意となつたもので、普通「村老」と訳されてゐる。行政的な「村長」である grāmapati, grāṁika 等が、王より任命せられた村の官吏として、政府への貢賦・刑罰に對する罰金（政府へ納められる）など政府との關係のことを掌り、中央から貢租の一部又は土地を給附せられてゐる（Mr. VII, 115, 116.）と、その性質を少しく異にしており、pa'cha-maṇḍali 又は sabha' 即ち「村の集会」の指導者である。

pa'cha-maṇḍali は「五」の (pa cha) 区域 (maṇḍala) 』という意味であつて、恐らく村落内部の數個の区域の代表が集会の構成員たりしことに語源が存するのであらう。之は、現今の panchayat 等と同じもので、紛争を仲裁によつて解決し、重要なことの証言又は認可を与える為に召集せられる五人（又はそれ以上）の村の陪審員会である。グプタ王 Chandragupta II の Sanchi の石碑文に「[Amrakārdava は] pancha-maṇḍali (五人集会) に於て膝まゝして 25 dināra を [Kākanāḍabota の僧院に] 贈与する」(C.I.I. Vol. III. pp. 31-32, 16.)

グプタ朝（西紀四一八世紀）印度社会の一考察（佐藤）

とあり、七世紀中葉に、Nepāl 王 Jishnugupta が、村の共同使用である運河修復の管理を、村の pa'calika (五人集会) に委ねてゐる。（L. A. J. K. p. 173, l. 7ff.） sabha に就いては、Manvarthanukṭāvali に

「村・都市などに於る、集会の行われる場所」

(grāma-nagar-ādau niyatāṇ jana-samūha-sthānam)

と説明せられており、七世紀頃の Paṇḍya 朝の刻文によつて、この集会の決議 (vyavastha) に与るものは、村の土地に完全な持分を所有せることを前提とすることを述べてゐる（E. I. XXIII. p. 8. 参照）。更に、王が譲与をなした場合でも、村会による承認が是非必要であつて、その土地の属する村の集会のみでなく、周辺の村の集会の成員によつても、境界が實地に確認されることが必要であつた。（E. I. XXIV. p. 32. 参照。）
このような村の自治的な集会の指導者たる mahattara は多分に共同体的な性格をもち、七世紀中葉の Dharasena II (Valabhi 王) の文書に、譲与せられた境界地の境界を記して、

「東は mahattara(村老) Gollaka に属する(sakta)

土地」 I. A., XV.
p. 340, l. 46.

であり、七世紀後半の Siladitya II (同上) の文書に、

「Lushā 村の」東南の境界に於て mahattara (村老)
Jajiyalluka に耕せしむる (prakrishṭa) 30pādāva-
rta の土地」 C. P. S. I.
p. 49, l. 24.

とあるように、村の境界の土地を保有し、又自ら耕作して
ゐる。境界地は共有地であつて、それを保有せるは、完全
な村の成員たることを示し、多分に血族的な要素を具備し
たものである。それら各村の mahattara の内から選ばれ
たものが、vishaya の裁判所の決議に預つたのである。
vishaya-mahattara は、他の文書に mahā-manattara
E. I., IV.
p. 250, l. 47. mahattara なるは上位のものをあら
うが、詳細は、未詳である。

註

(一) ①五世紀中葉に Kumāra-gupta にて北東 Bengal の
Pundravardhana 邦 (bhukti) の支配を奏せしむる Ch
iradadarta 王 [この王に於て] (anuvahamāna)
帝王に Kōivarsha 邦 (vishaya) の vishayapati (治

事) を任命せしむる (E. I. XV. p. 130 ll. 2-4)

②五世紀中葉に Skandagupta にて南 Malva なる

Kāthiawād 及び地域の總督 (goptri) に任命せしめ
た Parnadatta 王に於て「邦中の支配」(nagarasya
rakshām) を命ぜらるる (C. I. I. Vol. III, p. 60, l. 12)

「邦中の支配者」は vishayapat (縣長) を意味する。

③六世紀後半に、中央 Bengal の有力な王 Jayanaga に
て任命せられた sāmanta Nārāyaṇabhadra 王
vishaya を享受 (sambhoga) せしむる (E. I., XVII.
p. 63, ll. 2-4)

④同様の例は Ep. Ind. Vol. X 冊, p. 76, ll. 3-5. p. 232, l.
53. に見られる。

(二) A Collection of Prākṛit and Sanskrit Inscriptions of
Katywar. &c. published by the Bhavnagar Archae-
ological Department. (著者 C. P. S. I.) Māurya Dynasty.
の各種文の冒頭、及び A. Cunningham, Corpus Inscr-
iptonum Indicarum. Vol. I. Inscriptions of Aśoka.
Calcutta 1879. の各種文の冒頭参照。

(三) Yajñavalkya's Gesetzbuch. (Skt. Text.) herausgeg.
von Dr. A. F. Stenzler. Berlin 1349. 参「ヒギンズ」
より。

(4) The Code of Manu. (Skrt. Text.) ed. J. Jolly. London 1837. を「テキスト」とした。

(12) The Laws of Manu. tr. by G. Bühler. Oxford 1886. (The Sacred Books of the East. Vol. XXV.) p. 300, n. 259.

(6) グプタ時代及び以後の文書には、その土地又は村を *ashtā-bhoga* 「八つの享受」と共に譲与するところの例を多く見る。之は *nidhi* 「鉱物」などの入種の地下資源であつて、一定御前を王に貢する以外は之を享受する。文書にはこの外に被譲与地又は村よりの享受物として次の如きものを挙げてゐる。甘蔗 (*kishu*)、木棉 (*karpasa*)、*madhuka* 樹、リンネー樹 (*amra*) 等の衣食用の植物。銅 (*loha*) 塩 (*lavana*) などの鉱山 (*akaram*)、草 (*trina*)、牧草地 *gochara*、叢 (*viṭapa*)、園地 (*vāṭika*)、花 (*pushpa*)、木炭 (*charam*)。正に、地上地下を問はず、土地に関するすべてを含む。そして、文書には「動かぬものも動くものも共に、それ自身境界によつて割られたる、頭上のもものも地下のものも共に、過去・現在・未來のすべてのものを得ることと共に」 (*CE. I, XVI. p. 276, ll. 9-10*) と記するを常とする。

(7) 四世紀中葉 *Vindhya* 東南側 *Vijaya Skandavarman* は *Chintapura* とする *pallikā* (小村) を *E. I, XXV. p. 46, ll. 5-9*. 又五世紀末の *Traikutika* 朝の *Vyāghrasena* は *Purohita* とする *pallikā* (小村) を *ibid., XI. p. 221, ll. 9-12*. 夫々貢賦を免

除して婆羅門に譲与してあり、六七世紀の *Panjab* の *Dyutivarman* の文書には「土地 (*bhūmi*)、小村 (*pallikā*)、村 (*grāma*)、組合 (*karmamānta*)」に関する譲与は、銅板、銘布、合金板に記した後「譲与せられ」 *ibid., XIII. p. 116 ll. 10-14*. とあつて村と區別してゐる。

三、村落構成員とその性格

(1) 持分 (*bhāga*) と享受 (*bhoga*)

グプタ朝及び以後の文書には「*bhāga* と *bhoga*」並びにその派生語が屢々相並んで用ゐられてゐる。例えば、土地譲与に關して命令を受ける官吏として「*bhāgika* と *bhog-ika* (又は「*bhāgin* と *bhogin*)」があり、地租に「*bhāga* と *bhoga*」がある。この二語は、村落構成員の性格と密接に關聯してゐるのであるが、碑文學者によつては、類似語として取扱われ、内容の糾明は行われてゐないようである。この両語の相違を知る為には「夫々同一語源をもつ *bhaktā* と *bhukta* の二語を比較するのが便利である。 *bhaktā* は *bhāga* 同く、*bhaj* 「分配する」の派生語で、「

分配せられたもの」^①、即ち「食物」の意であり、*bhukta* は *bhoga* と同じく、*bhuj*「享受する」の派生語で、「享受せられるもの」、即ち「食物」の意をもつ。即ち、共に「食物」に関連し、*bhuj* は「食物を分配する」の意より「分配せられた食物の持分に与る」の意となり、*bhuj* は「食物を享受する」の意となる。「分配せられた食物の持分に与る」ということと、「食物を享受する」ということは、如何なる差違をもつてであらうか。*Rg-Veda*(i.127,5) には、*Agni* 神は、*bhukta*「食物を分配せられたもの」と *abhukta*「食物を分配されないうもの」を区別することによつて、彼の恩寵を弘布するものと記されている。^②

古代印度人は、自己の属する氏族には、それに附著した特定の神の恩寵 (*charisma*) が備れりと信じ、同時に、それは氏族各員にも備われるものとした。^③従つて、氏族神の祭司に預り、祭犠の分配を受け、共食に加わり得るものは、氏族成員のみであり、それによつて、氏族神の恩寵に預り得た。即ち、*bhukta* という語によつて「分配せられた食物に預る」(*bhuj*) とする氏族成員が、又、

bhukta によつて、単に「食物を享受する」(*bhuj*) とするの非氏族員が、夫々表わされる。このことは、同じ語源より出た、*bhaga* と *bhoga* にも当嵌めらるべきであらう。之を明かにする為には、文書に見える土地譲与の例を定型に分つて考えるのが便利である。婆羅門に土地又は村が譲与される場合には、個人又は数人に対して、村落の境界人が譲与される場合と、一人乃至数人、或は、数十人乃至数百人の婆羅門に、一村乃至数村が譲与される場合とがある。先づ前者についで見よう。

七世紀後半、*Valabhi* 王朝の *Śiladitya* III が、*Mada-sara* という村の北の境界地に於ける五つの小区劃 (*kha-pāṇa*) を譲与した文書に、その内の三つを次の通り記してゐる。

「第三の区劃は、*Kikaka* によつて耕されしる
(*prakṛishṭa*) 43 *pādāvarta* (6 土地) である、^④

(中略) 南は婆羅門 *Saṅgaka* に属する (*sakta*) 土地である云々」^⑤ *p. 119, ll. 52-53.*

「第四の区劃は、*Kikaka* に耕されしる五つの *10 pā.*

であり、(中略) 西は名蒙(Kula-putraka) Varuna
に属する prachinīhā (譯^未 である北は Karkakā) 及

属する土地である」 ^{ibid.} Il. 54-55

「第五の区割は正に Kikaka に耕せしめる Spā. 及び、東は婆羅門 Chamasa に属する brahmadeya 婆羅門に対する特免地の土地であり、南は Dāsānaka といつ知られしめる (sanjīta) brahmadeya の土地であり、西は王の公道であり、北は婆羅門 Sankara に属する brah. の土地である」 ^{ibid.} Il. 54-55.

とあり、之等の三区割は、Kikaka という農民によつて耕作されてゐる。又、七世紀後半に、同じ Valabhi 王朝の Śilāditya II が、Lushā という村の土地一ヶ所を婆羅門に譲与した文書には、その二つを次のように記してゐる。

「〔村の〕南の境界に於て、家長(Kuṇumbin) Vāraka に耕せしめる (prakriśhā) 120 pādāv. の土地であり、その境界は、東に於ては Devasārman に属する brahmadeya の土地であり、南に於ては Dundāsa 村の境界であり、西に於ては家長 Bhātaka

に属する土地であり、北に於ては、家長 Ajīasa に属する土地である」 ^{C.P.S.I.} p. 43, Il. 21-23.

「〔村の〕東南の境界及び、村長(mahattara) Jajiyalluka に耕せしめる (prakriśhā) 30pādāv. の土地であり、その東は Jajiyalluka に属する土地であり、南は婆羅門 Danila に属する土地であり、西は Jajiyalluka に属する土地であり、北は Jajiyalluka に属する土地である。」 ^{ibid.} p. 49, Il. 24-26.

とあり、夫々、家長(Kuṇumbin) 及び村老(mahattara) によつて耕作されてゐる。而して、前者の例によつてみると、所屬者を異にした小区割の土地が錯雑して存しており、之等の孤立した幾つかの耕地を一人の農民 Kikaka が耕作してゐるのである。後者の場合は、可成り纏つており、他の Valabhi 朝の文書から帰納して、大体 100 pādāvarta 前後が一人の耕作地面積のようである。文書には、右のように土地の所有者を以て、「某々に属する(sakta)」とか、「某々に耕されてゐる (prakriśhā)」とか、或は「某々の持分の (pratyaya)」とかいう場合と、その土地の名に

よつて、「某々として知られている (sanjñita)」という場合とがある。而して、土地に名称が附与せられていることは、その土地が未耕地でなく、何人かに属し、政府の銅板文書に記載されていることを意味する。E.I. XIII. 従つて、之等の土地を譲与せられた婆羅門は、自ら耕作するのでなく、耕作者たる「家長」(kulumbin) の耕作に委ね、その生産物の一定量を享受したに違ひない。唯、未耕地の場合、即ち Buddha-gupta の治世に Bengal に於て、

村の長老婆羅門が、村会に申請して未耕地を購入した場合

(E.I. XV. 4, 同) 南 Bengal に於て、Mahārāja Samachāra-deva の治世に、郡裁判所が、未耕地

を与えられんことを願つた婆羅門の申請を認可した (六世紀末) E. I. XVII. 如き場合に始めて婆羅門の直接経営たり得たのである。それらは何れも、村落の境界地であり、

しかも、村落の成員の何人によつても、持分を要求せられない未墾地であつた。従つて、それらの土地は、例えば、六世紀初め Valabhi 王 Dhruvasena I の文書で、

「北西の境界に於ける Akhanda の土地、北東の境界

に於ける Akhanda の土地」E. I. III. p. 321, l. 13. の如く漠然と表現し、さてこそ、境界測定と面積の測定が必要であつたのである。

即ち、村落の境界地は、本来、氏族成員たる村の成員が、未分割の共有地として一定の持分^{アグニヤ}を有しているのであつて、従つてその一部を譲与せられた婆羅門は、文書の上では、假令直接経営を許されても、事実上は、上級所有者として、その土地の生産物の一定割前を享受するにすぎない。かゝる享受地又は享受権が bhoga「享受」である。

からば、村落内部の土地はどうであらうか。文書には、明確に村落内部の土地が具体的に譲与せられている例を挙げ得ないのである。故にこゝでは村落全体が、婆羅門村落 (agrahāra) として、婆羅門集団に与えられた実例を研討しよう。一村全体が agrahāra として婆羅門又は婆羅門集団に譲与せられた例は、グプタ朝の文書に可成り多く挙げ得られる。例えば Samudragupta の名に借りて、その後継者によつて記された文書に、Revatika 村を、婆羅門 Gopasvāmin と agrahāra とし譲与しおひ、C. II, Vol. III. pp. 256-257.

又、Panjab 東部の王 Samudrasena が、Sulisa 村全体 (aśeṣha) を、婆羅門の団体に、神の agrāhara として譲与せる ^{ibid. No. 80. pp. 238-239.} 如きは、その一例である。但し、譲与せられた村の内部の土地所有関係は、グプタ朝文書には明示したものがなく、後代の史料によつて、之を補つて見たい。グプタ朝以後の婆羅門集団への村落譲与文書には、例外なく、被譲与者たる婆羅門集団の成員各人に対して、明細に「持分」を指示している。例えば、「八つの享受と共に、二十の bhāga (持分) を譲与した」^{E. I., III. p. 237, l. 31.} 又は、「十の bhāga (持分) に分割せられた半分の村に於て、婆羅門達は、等しく (sama) 持分受領者 (bhāginas) である」^{E. I., XIII. p. 263. ll. 83-90.} などの諸例より、村が bhāga 「持分」に、又、「村は 83 vṛitti に分けられた」^{E. I., XVI. p. 293, l. 167.} 又は、「各人 1 vṛitti の保有者である」^{E. I., XIII. p. 243, l. 62.} の如き諸例より、村が vṛitti 「持分」に、又稀には、村が vaṇīka 「持分」、或は、aṇṣa 「持分」に分けられてゐる。而して、東 Chalukya 朝の Vira-Choda の文書に、

「〔取得分に〕多少あるも (nyun-ādhiṇa-bhāvena)

グプタ朝 (西紀四一八世紀) 印度社会の一考察 (佐藤)

五三六人〔の婆羅門〕に、五四四の数の bhāga (持分) を指定して、(中略) 三つの村を一つとなし (中略) agrāhara となし、之より毎年、bhāga 「持分」につき 1.5nishka の貢賦 (kara) を定めて〔譲与した〕」^{E. I., V. p. 87, ll. 180-184.} と見え、被譲与者の数と持分数は一致しない。更に、Venkata I の文書には、数ヶ村を合して形成された新しい agrāhara が、二六一の「持分」(vṛitti) に分けられ、各 vṛitti は、更に五 aṇṣa 「持分」に細分せられ、被譲与者たる婆羅門には、aṇṣa を単位として割当てられており、各 vṛitti が五人の扶養を担当せしを知らしめる。

^{E. I., XVI. p. 302 参看} 即ち、最初から被譲与者の数と等しく村を持分 (aṇṣa) に分割しているのでない。被譲与者の家族の成員数に応じて、又被譲与者がその団体内で占める地位の高下に応じて、持分数に相違が生ずべきは当然である。前者の例では、象馭者の (ambashīha) 一持分に対し、Vedānta の教師は二持分を得ている。しかし、問題は、之等の持分 (bhāga) は何を基準として生れたものか、と

う点である。それは必ずや、その村の土地を実際に占有し、耕作している農民の戸数を基準としたものに相違ない。即ち、村内の耕地を占有するものは、後述する如く氏族の分解した支族の成員たる家長 (kuṭumbin) を中心とした家族 (kuṭumba) であつて、村の内外の土地に完全な持分を有してゐるからである。然るときは、持分 (bhāga) という語は、上級所有者たる婆羅門の享受すべき生産物を分つ基準たると同時に、更に根源的には、下級占有者たる農民の土地に対する「持分」の基準でもあるわけである。かかる村の成員の村の内部に於ける持分地乃至持分権こそ、bhāga「持分」に他ならなく。

しかるとき、グプタ朝時代の文書に見える各種税賦の内、その意味が明確でない bhāga と bhoga の内容が理解される。

例えば、六世紀初に、Vindhya 北側の Uchchakalpa 王国の Mahārāja Sarvanatha の村落譲与文書に、

「Asramaka [村] の婆羅門を始めとする、家長達、

(kuṭumbinas) 及びすべての手工業者達 (sarva-kārmas) に命令する。(中略) [この村は] udraṅga と共に、uparikara と共に (中略) 譲与せらる。(中略) よつて汝等は、慣例の bhāga, bhoga, kara, hiranya などの pratyāya を差出し [彼等の] 命令を聞くに従順なるべし」 C.I.I., Vol. III, p. 127, ll. 7-13.

とある。udraṅga は、「王 (= 国家) の為めに蒐められるを通例とする収穫の持分」 p. 170, n. 1. である upari-kara は「土地所有権を有してゐない耕作者に課せられる貢賦」 C.I.I., Vol. III, p. 93, n. 1. である。

kara は、kṛi「為す」「労働する」の名詞形で、「為すこと」「労働すること」の意をもつ。従つて、kṛi より派生した語には、下級労働に従事せることを表せるものが多い。

karshaka (農民) の「鋤べ」Yajñ. I. kṣhetrakara (農民) の「土地を耕す」E.I., XII, p. 401, 36. kṛishivala (農民) の「鋤を率へ」E.I., XIII, p. 243, 156. karuka (手工業者) E.I., XIII, p. 116, 26. karmīn (労働者) Yajñ. ibid.

kinikara (蘇婆) E. I. XXV. kuta-karika (水運びの婢
p. 176, l. 5)

Monier-Williams) 等は、その一例である。従つて kara

は本来、「労働奉仕」即ち「力役」を意味し、その免除

の代償としての「貢賦」即ち「人頭税」のことである。而

つて kara は hirayā 即ち「貨幣」による貢賦」と

相對して用いられてゐる時は、kara 代ひに dhānya

即ち「穀物」又は meya 「量あるべきもの」(穀物) が用

られてゐることよりして、「現物貢賦」の意味をもつこと

がわかる。更に kara は、多くの場合、「すべての kara

(貢賦)と共に」sarva-kara-sametah 或は「すべての

kara を免除して」(sarva-kara-visarjitah) といつて

「現物貢賦」(dhānya) も「金納貢賦」(hirānya) も

共に含めて「kara」貢賦」で表す場合がある。

pratyāya は、「貢納」の意である。

而して、最後に問題の bhāga と bhoga が残される。

前述したように、bhāga と bhoga は、氏族成員と非氏族

成員が、夫々村の内部と境界地に於て有する、持分地又は

持分権と享受地又は享受権を表すべきものである。然ると

きは、税賦としての bhāga と bhoga は、夫々持分地と
享受地よりの生産物の一定割前、即ち「地租」の意に解す
べきであらう。

更に、グプタ時代の Vindhya 南側の Vāṭakataka 王朝
の文書には、bhāga と bhoga に相当するものとして、kṛti

pta と upakṛipta が記されてゐる (C. I. II, p. 233, l. 23;
E. I. XXII, p. 172, ll. 22-23)

kṛipta は、√kṛip 「持分になる」の受動態の過去分詞

で、「持分にされたもの」の意であつて、「土地よりの生

産物の一定割前」、即ち「地租」を意味し、upa-kṛipta

は、土地の所有権を有せざるものよりの生産物の一定割前

を意味する。正に bhāga と bhoga 及び udāṅga と

uparikara に相当する。 (E. I. XXII, p. 173, n. 3 参照) といつて upakṛipta

が kara (貢賦) とは別個のものであることは、同じ文書

に「すべての kara を支払ふことなぐ」(a-kara-dāy)

と、別に kara が記されてゐることによつて明かである。

斯く解するときは、右の文書には、同一内容をもつた兩種

の税賦が相並んで存することに気がつく。即ち

udāṅga 又は bhāga 「土地よりの生産物の一定割前」

uparikara 又は bhoga。」「土地所有權を有するが
耕作者に課せられる一種の貢賦」。

そして、右の文書には、更に被讓与者に対し、

「慣例の、王に属すべきなる(rāj-ābhāva) kara

(貢賦)の貢納(pratyāya)は得るべきである」

とあつて、慣例として之迄王に貢納せられていた貢賦の外

に、被讓与者が、更に余分な貢賦を課することを禁じてお

り、又、七世紀初の Harshavardhana の文書には、

「[Somakundakā村を]すくつの王に属する

き(rāja-kul-ābhāva) 貢納(pratyāya)と共に

「讓与する」^{E. I, VII. p. 153, l. 11.}

とあり、更に以後の文書には、

「王室に属するすくつの貢納と共に」(rāja-kulīya-

samasta-pratyāya-sametā) ^{E. I, XVII. p. 321-322, ll. 35-36.}

「王に取得せるすくつの貢納を附して」(rāja-

grāhyeṇa sarveṇa pratyāyena samanvitā) ^{E. I, XXII. p. 153, l. 25.}

「すくつの王の税(rāja-bhoga)・[現物]貢賦

(kara)・貨幣[の貢賦](hiraṇya)など」の貢納

と共に」(samasta-rājabhoga-kara-hiraṇya-prat-
yāya-sahitā)」

とあつて、之等の貢納が、王即ち「王室」(rāja-kula)に

属すべきものであつたことを示している。しかるときは、

之に相對して用いられている udraṅga 及び uparikara

は、國家に属すべきものとすべきであらう。斯く解すると

き始めて、前述の Sarvanatha 文書(五二頁)の表す

内容が納得される。即ち、之迄國家に納められていた

udraṅga (地租)及び uparikara (貢賦)を免除し、之

迄王室に納められていた bhāga 以下の pratyāya(貢納)

を受ける權利を被讓与者に与える。因つて汝等(農民や手

工業者達)は、慣例として王に納むべきであつた bhāga

以下の貢納を、被讓与者に差出すべし。と云う意味である。

次に、之等の王室に納めべき pratyāya(貢納)が、

「慣例の、村の貢納」(samuchitā grāma-pratyāya)」

^{C. I, I. p. 257, ll. 11-12.}と記されていることが注意されねばならな

い。即ち、村より王室への貢納という形をとつてゐること

である。こゝに於て始めて、グプタ朝文書に見える徴税官

共に、譲与せられた土地の面積を測り、境界を測定してゐる。E. I. XIV. p. 150, ll. 23-24. このことは、同じ bhogika が、土地譲与文書を起草するものとして文書に頻見すること、符合し、何等かの土地関係の官吏であることを示してゐる。Vaidya 氏によると、bhogika とする語は、bhoga（即ち「原則として土地の生産物の六分の一を現物で徴収する国家（王）王は生産物の六分の一を徴収（Mn. VII. 130）故に、王を「六分の一持分者」（shadbhagin）と云ふ」）の持分」の徴収者」を表し、bhoga とする語は「土地所有者が、土地を耕作している小作人より受取る、通常六分の一の持分を表す語として、今尚ほ Kathiawad に於て使用せられてゐる。E. I. XXIV. p. 134. 参考）文書より帰納したところと相補うべきものであつて、徴税者である為に、土地譲与の場合には、土地の測量、境界の測定に立会し、又土地文書の作製にも當るものである。但し、之等は何れも bhogika が単独で使用せられてゐる場合であつて、従つて bhagika との関係は不明である。

次に bhogin とする語は、後代の文書に、

「Arttani 郡 (vishaya) の mahā-mahattara (大

村老) bṛihad-bhogin (大 bhogin) pustaka-pāla (主簿) kutakola (不詳) など官吏 (ādhi-kara na) に「命令する」] E. I. VI. p. 142, 125.

と見える。maha 及び bṛihad は「何れも「大なる」の意をもつ尊敬を表す形容詞である。之よりつて bhogin は、村老 (mahattara) と共に、村に関する「吏員」(ādhi-karana) であることが知られる。このことは、後述の Buddhavarasa の文書に見える bhogika が、「十二村落集団」(dvadasa-grāmi) に属してゐることと符合する。しかし、之も bhāgin との関係を示明してゐない。

即ち、右の四つの語の内、bhogika 及び bhogin は、村の徴税吏であることがわかるが、何れも、それと相違んで用ゐられてゐる bhāgika 及び bhāgin との関係を明示してゐない。bhāgika と bhogika を明載したのは、恐らく、Vogel 教授が最初であつて、前者を「土地所有者」(land owner)、後者を「土地保有者」(land holder) と規定してゐる。^④ この規定は偶々筆者の bhāga 及び bhoga に就つて前に為した規定、即ち、前者は、「土

地の所有権をもつた氏族成員の村落内部に於ける持分地、乃至持分権」を、又後者は、「土地の所有権をもたない非氏族成員の村落外部の境界地に於ける享受地、乃至享受権」を表すとせるに符合し、bhāgaの所有者(owner)がbhāgikaに、bhogaの享受者、即ち保有者がbhogikaに、相当する。しかし、今こゝで取扱えるbhāgikaとbhogikaは、村の徴税吏であつて、右の如き一般的の意味で用ゐられているのではない。しかるときは、bhāgikaとbhogikaの原義よりして、前者は、村の内部の持分地の徴税を掌る吏、後者は、村の境界地の徴税を掌る吏と解すべきであらう。斯かる徴税吏は、自ら該村落の成員であり、且つ有力者である。AlmoraのVishnuvaananの文書に、

「bhogika Gellannanākaの兄弟によつて譲与せられた、1 kharīの種子を蒔く〔広さの〕土地、……… bhogika Varāhadattaの持分(pratyaya)の多くの土地は、〔譲与せられる〕^{E. I, XIII. p. 119, ll. 16-23.}とあつて、bhogikaは境界地に多くの「持分〔地〕」

グプタ朝(西紀四—八世紀)印度社会の一考察(佐藤)

(pratyaya)を有しつゝあり、又「KalingaのGanga王家のAnantavarmanの文書には、

「〔Kindeppa村に〕Achantapuraのbhogikaたる〔婆羅門〕Matrisarmanに譲与せられる」^{E. I, XXIII. p. 60, ll. 9-10.}

とあつて、bhogikaが一村を享受しつゝあり、又、同じ王朝のHastivarmanの文書には、

「〔Rohanaki〕村に於ける(grāme) ghalaの土地を別の区割となし、(中略) bhogika Buddhāmanchiに勧告せられつ(prati-bodhita)我々によつて〔Nārāyana神に〕譲与せられる」^{E. I, XXIII. p. 66, ll. 11-17.}

とある。王に寄進を勧告するのは、文書に於ては、Mahārāja^(E. I, XVII. p. 322, l. 37.) gajapati^(ibid. XVI. p. 350, l. 50.)の如く、何れも官爵を有せるもの、乃至は婆羅門であつて、その地位のあることを示している。

以上によつて、村の税賦の内、国家に帰すべきudraṅga(地租)及びuparikara(貢賦)は、dhruv-ādhi-kara-

註

- (1) M. Das Gupta, *Śraddhā and Bhakti in Vedic Literature*, p.322. (The Indian Historical Quarterly. Vol. V) 参照。
- (2) M. Weber, a.a.O. S.67. 参照。
- (3) A. Stein, *Kaṭhāpāṭha Rājatarangīni*. Vol. II. p. 99, n. 1245-7 参照。
- (4) Prof. Vogel, *Antiquities of Chamba State*. Part I. p. 122. (E. I. XIII. p. 117, n. 4. 所引)。本書を見るを得なうのを遺憾とする。但し、教授は、南印度の史料によつて、この結論を得られたようである。

執筆 者 紹 介

小 葉 田 淳	京都大学文学部
広 実 源 太 郎	和歌山大学文学部
佐 藤 圭 四 郎	京都大学文学部
和 田 俊 二	滋賀大学経済学部
池 田 誠	京都大学文学部

nika といふ政府の官吏によつて、又、王室に帰すべき、
bhāga 及び bhoga (地租) 'kara (貢賦) などの「村の
貢納」は、村の成員にして、有力者であり、政府より任命
せられた半官半民の村の吏員たる bhāgika (土地所有者)、
及び bhogike (土地保有者) を通して徴せられたことが知
られる。即ち、之等の bhogika 又は bhāgika は、六
七世紀の Panjāb の Vishnuvarman 文書に、
「bhogika' bhāika' karika (未詳) kulacharika-pra
dhāna (支族の成員の長達) 、 なるの kutumbinas
E. I, XIII.
(家長達)」 p. 119, l. 3
とあるより知られるように、*kurumbinas* (家長達) 、 即
ち村の内外に持分地をもつ氏族成員中より選ばれたもので
ある。即ち、前掲の Mahārāja Brahmadatta の文書に、
「官吏の家長」(adhikaraṇa-kutumbinas E. I, XV.
とあるものゝ、*grāmika* (村長) 'mahattara (村老)
などと共に、「一般の家長」(*prakṛiti-kutumbinas*)
E. I, XV. の内より選ばれた、村の有力者である。
p. 136, l. 3.

の知つてゐる編年の研究の結果と差がある様で、ひいてオホーツク式土器の編年の位置についての把握も不明確な点が多い様に思はれる。更に又遺蹟の性質から墳墓、堅穴等の一括遺物を中心に皆細な型式学的研究に及ばれる事があれば一層完全なものになつたのではなかつたかと考えられる。とまれオホーツク式文化の最良遺蹟の資料集が六二頁にもわたる豊富な図版——中には数葉故杉山寿榮男氏の図があつてわれわれを懐古的気分になさつてくれるものもある——を主として出版されたことは学界の為に喜ぶべき事と言はねばならぬ。最後に余り豪華な為われわれ貧書生にとつて高峰の花である点が現下の状態のもと余儀ないとしても本書の唯一の欠点であると思はれる。(版・網走郷土博物館、野村書店 本文82図版62、頒価二〇〇円)

—坪井 博足—

口 絵 解 説

グプタ時代の銅板文書

グプタ朝及び以後の印度に於ては、土地又は村落の譲与売買抵当の場合には、多く銅板に所定の事項を刻し、之を郡又は政府に保管し、後日の証拠書類とした。地券に当るものである。之には郡又は政府の印が捺されてあつて、これの発行によつて、公式のその上級所有権が認められたことになる。その形式は一定しておつて、最初に、その譲与その他の行はれた時の統治者たる王とその系譜並びに紀年を記し、次に之を行う人の系譜を記し、次に証人として関係者を列記し、次にその譲与その他に伴う税賦その他の具体的な内容並びに境界を詳記し、最後に、該文書の起草者と伝達責任者を記している。婆羅門がこの種の銅板文書を偽造し、免税の特典を享受しているのを知つて、ハルシャヴァルダナ(戒日王)が、その文書を破却したことを記した文書がある。之等文書は大概銅板であるが、他の金屬との合金もあり、黄金のものも現存している。之は銅職人その他之を専門とせる下級職人によつて刻せられ、税賦の変更によつて、後の時代にその箇所を抹殺し、新しい税額を刻したものも現存している。

(佐藤幸四郎)

銀製錬の図

これは銀製錬の最終工程を示す図である。南蠻絞りにかけた灰吹銀を採る工程はこの絵巻の、この図に先立つ二枚の図に示されている。

(1) 合かね(含銀銅と鉛)を南蠻絞りにして、銀鉛の湯は一緒にになり、鉛臺に落ち形の如くに相成候を垂銀と唱え、此品灰吹床に荒灰吹銀にて吹立て、銅は右南蠻釜の中にしつらえ候事。

(2) 前条垂銀と唱え候品を、灰吹床にて荒灰吹銀に吹立、鉛者灰之中に有之候に付、灰籠に取上げ留粕と唱え留置き、為粕流と申太床にて銀吹取候事。右の工程に次いで最後に上質の銀をとる工程がこの図である。それは

(3) 鍋三四升入位成を居、重灰一盃入炉作いたし、真中に上銀の本形を以窪を拵、荒灰吹銀を入置吹子管挺差当て上銀に吹立候事とある。

これは近世後期の生野銀山の製錬工程を示すものであるが(生野鉱業所蔵)、院内銀山の場合も原理的には同一であつた。

(小葉田 淳)

ENGLISH SUMMARY

Vol. XXXIV No.4 1951

Studies in the Innai Silver Mine

Atsushi Ohada

The history of mining in Japan is a field hitherto little explored. The history of mining, especially the increase in the production of precious metals in the XVI-XVII centuries in Japan, is an important historical problem, because it is an important historical problem, because it is closely connected with the economic development of this country in modern times and, in this sense, with world history. When we take up the problem of silver production at the Innai mine we have to make investigation into the system of ownership by the feudal lord, the mode of production, etc., in the light of the stages of development of mining in Japan. This naturally leads to the comparison of the comparison of the Innai silver mine with other mines. In view of the fact that there are only few mines whose historical records are better preserved than the Innai mine, a close investigation of its history seems to constitute the prerequisite to understanding the development of mining in Japan. The present article consists of four chapters: I. The Mechanism of Ownership; II. The Form and System of Production; III. Trends in Silver Production; IV The Structure of the Mining Town. In the present number appears Chapter I, which deals with the administrative system of the Mine under the feudal lord and his incomes arising from the ownership. It may be noted that the system of mining

here described of the Innai mine represents one of the mines of most common type, though there were, of course, exceptions.

A Study of Social Structure Under the Gupta Dynasty (VI-VIII Centuries)

Keishiro Sato

The discovery of a number of deeds inscribed on bronze plates dated pre-Islamic ages in India seems to throw a new light on the study of the village community in India, which has been little explored due to scarcity of data. During the period under the Gupta dynasty, IV-VIII centuries, blood relationship as binding forces of the village community persisted, though declining, and sub-clans splitted from the original clan constituted the kernel of village association. In the village there was discrimination between the full members on the one hand and the unfree men and immigrants on the other. Such discrimination will be seen in the mode of allotting land, i.e. allotment within the boundary of the village and that on its border, as well as in the taxation system. Antagonism between the king and the village community emerged as the result of dispute over the right of cultivating uncultivated soil. In spite of such burning problems the village community had continued to grow until the Muslims invaded India and effected a wholesale change in social structure, imposing the Zamindār as a new taxation system.

The German Empire and the Culture Struggle

Gentarō Hirozane

It is generally accepted that Bismarck's so-called Culture Struggle